

○飯塚市障がい者訪問理美容サービス事業実施要綱

平成18年3月26日

飯塚市告示第28号

(目的)

第1条 この告示は、在宅の重度障がい者が訪問理美容サービス(以下「サービス」という。)を受けた場合に、その料金の一部を助成することにより経費負担の軽減を図り、重度障がい者の快適な生活を確保することを目的とする。

(対象者)

第2条 このサービスを利用できる者(以下「対象者」という。)は、本市に居住し、居宅において生活している者で、重度の障がいのため、外出が困難なため理美容店を利用することができない次に掲げるものとする。

- (1) 身体障がい者手帳の1級又は2級の者(聴覚障がい者を除く。)
- (2) 療育手帳のA判定の者
- (3) 精神保健福祉手帳の1級又は2級の者

(サービスの内容)

第3条 このサービスの内容は、対象者の家庭に理美容師が訪問し、対象者の家族の支援を受けることにより行う調髪、顔剃り等とする。

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は、飯塚市とする。ただし、この事業の適切な運営を確保できると認められる理美容業者に事業を委託するため、飯塚市と理美容業者との間で委託契約を締結するものとする。

(利用の申請)

第5条 この告示に基づき助成を受けようとする者は、訪問理美容サービス利用券交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(利用の決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、訪問理美容サービス調査票(様式第2号)により調査の上可否を決定し、その結果を訪問理美容サービス決定(却下)通知書(様式第3号)により申請者(理美容業者には様式第4号により)に通知するものとする。

2 市長は、前項の申請について審査し該当すると認めたときは、訪問理美容サービス利用券交付台帳(様式第5号)に登録するとともに、対象者に訪問理美容サービス利用券(様式第6号)を交付するものとする。

(サービスの実施)

第7条 サービスの実施は、サービスを利用する者(以下「利用者」という。)1人当たり年4回を限度として行うものとする。

2 利用者は、利用する日の1週間前までに、希望する理美容業者に利用予約の連絡を行うものとする。

3 利用者は、サービスを受けたときに、理美容業者に対し、理美容料金を支払うとともに利用券を提出するものとする。

4 利用者は、訪問サービス料を除いた理美容料金を理美容業者に支払うものとする。

(助成の額)

第8条 1回の利用につき訪問サービス料として1,700円の助成を行う。

(支払の方法)

第9条 助成金の支払方法は、市と理美容組合との間に締結する契約書により支払うものとする。

2 理美容業者は、市長に対して利用券を添付した請求書により委託料を請求するものとする。

(利用券の有効期限等)

第10条 この告示による利用券の有効期限は、交付した年度の末日までとし、同一年度内での再交付は行わない。

(譲渡の禁止)

第11条 利用者は、利用券を他人に譲渡してはならない。

(届出事項)

第12条 利用者は、次に掲げる事由が生じたときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名が変わったとき。

(2) 利用券を紛失し、又は破損したとき。

(利用券の返還等)

第13条 利用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに利用券を市長に返還しなければならない。

(1) 第2条の要件を欠くこととなったとき。

(2) 本市の区域外に転出したとき。

(3) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項に規定する施設に入所したとき。

2 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用券の

返還を命じるとともに助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 利用券の記載事項を改変して使用したとき。
- (2) 利用券を他人に使用させたとき。
- (3) その他不正に利用券の交付を受け、又は使用したとき。

(守秘義務)

第14条 理美容業者は、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月26日から施行する。

(適用)

2 この告示は、平成18年4月1日以後に係る事業に適用し、同日前に係る事業については、なお合併前の飯塚市障害者訪問理髪サービス事業実施要綱(平成12年飯塚市)、飯塚市障害者訪問理髪サービス事業取扱要領(平成12年飯塚市)、穂波町在宅生活支援(訪問理美容サービス)事業実施要綱(平成7年穂波町)又は潁田町在宅介護支援(訪問理美容サービス)事業実施要綱(平成13年潁田町告示第7号)(次項においてこれらを「合併前の要綱等」という。)の例による。

(経過措置)

3 平成18年3月31日までに、合併前の要綱等の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

訪問理美容サービス利用券交付申請書

年 月 日

(あて先)飯塚市長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

次により、訪問理美容サービス利用券の交付を申請します。

1 訪問理美容サービスを必要とする者

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生(男・女)

2 理美容を希望する理由

本人の身体状況

家庭の状況(介護者の状況等)

3 世帯の状況

氏 名	続柄	生 年 月 日	性別	職 業	備 考

様式第2号(第6条関係)

訪問理美容サービス調査票

調査日

年 月 日

調査員

印

希望者氏名		生年月日	.	.	.	年齢	満歳
住所	電話						
世帯の状況	氏名	生年月日	性別	続柄	職業	備考	

1 身体的状況

- (1) 身体障がい( )  
障がい等級( の ・ 級)
- (2) 知的障がい( )
- (3) 精神障がい障がい等級( 級)

2 介護の状況

3 理美容の状況

4 利用の要否

- (1) 必要あり (2) 必要なし
- 理由

---



---



---

5 自宅付近の見取図(別添のとおり)

6 担当民生委員( 地区)

氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

様式第3号(第6条関係)

訪問理美容サービス決定(却下)通知書

第 号  
年 月 日

様

飯塚市長

印

年 月 日付けで申請のあった標記の件については、次のとおり決定・却下しましたので通知します。

- 1 理美容訪問日 年 月 日
- 2 理美容業者名
- 3 その他

訪問理美容サービス決定通知書

第 号  
年 月 日

様

飯塚市長

印

年 月 日付けで申請のあった標記の件については、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 理美容訪問日 年 月 日
- 2 対象者名及び連絡先
- 3 対象者宅付近の図面(別添)
- 4 その他



発行番号 第 号

訪問理美容サービス利用券

住 所

\_\_\_\_\_

氏 名

\_\_\_\_\_

理美容日 年 月 日

理美容業者名

有効期限 年 月 日

飯 塚 市 長

印

- (注) 1 この利用券は、他人に譲渡することはできません。  
2 理美容日は、理美容業者が記入してください。